

東大阪市包括外部監査人公募に関する質問とその回答について

令和 7 年 10 月 6 日時点

	質問項目	質問内容	回答
1	令和 7 年度の包括外部監査テーマについて	令和 7 年度の包括外部監査対象のテーマは、何でしょうか。	令和 7 年度の包括外部監査対象のテーマは「消防事業の財務事務について」です。
2	執務費用の算定方法	執務費用は、貴団体の庁舎、出先機関での執務に限られるのでしょうか、あるいは、事務所作業やリモート作業による執務も認められるのでしょうか。	原則として、市役所内に設置する外部監査人室執務していただくことを想定しております。執務上、必要と認められる場合、監査人の事務所等での執務を認める場合があります。
3	スケジュール	包括外部監査人と補助者の選任時期について東大阪市としての方針がある場合その内容を教えてください。また、監査委員による補助者氏名等の告示の時期をお教えてください	包括外部監査契約は、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません（地方自治法第二百五十二条の三十六）。このことから、本市では包括外部監査人選考委員会にて契約を締結する相手方を選考した後、監査委員の意見聴取を 2 月に、議会への提案を 3 月に予定しております。 補助者選任時期は包括外部監査人にお任せいたしますが、監査委員に協議しなければならない（地方自治法第二百五十二条の三十二）ことから、調整の上監査委員会にて協議し、協議が調い次第速やかに告示しております。